

近代日本における労働・生活像の一断面

—— 安藤政吉論ノート ——*

大 城 亜 水

目 次

1. はじめに
2. 安藤政吉の人物像
3. 「最低生活費」論の確立
4. 戦時体制下における生活指導
5. 「新中間層」の労働と生活
6. おわりに

1. はじめに

周知のように、現在のわが国では長時間労働の健康被害に代表される過労死・過労自殺が相次ぐ一方、経済的に自立ができない不安定就労層の増加が目立つ。さらに、少子高齢化が進むなか、出産や育児といったライフイベントは、働き方の選択肢を狭めることにつながり、仕事と子育ての両立の難しさを物語っている。そうした折、本研究は現代の労働と生活の関係性が問われるなかで、どのように両者を上手く組み合わせれば不十分な状態から脱却できるのかをそもそもの問題意識としている。そして、その解決の糸口は現在脚光を浴びているワーク・ライフ・バランス（以下、WLB）論の延長線上にあるのではないかと考える。さらにいえば、この問題の本質は労働時間と生活時間の関係性を追求し、その時代のあるべき労働・生活像を抽出することにあるだろう。

ところで、わが国の社会政策研究史を振り返ると、1930年代までは労働と生活の両側面から政策が考えられていた。明治後期から大正期にかけて、資本主義の発展に伴い無産者階級の勢力が強まり、近代的な工場労働者が増加した。そして、その労働者たちは休む暇もなく過酷な労働を強いられていた。そこで、当時行われた対策をみると、単にその過酷な労働に規制を

〔キー・ワーズ〕

社会政策, 安藤政吉, 最低生活費, 新中間層, 労働・生活時間

* 本稿作成に際して、指導教員である玉井金五先生、レフェリーをはじめとする多くの方々から貴重なご助言を賜りました。記して深く感謝申し上げます。

設けるというだけではなく、余暇・娯楽といった息抜きの際の必要性が重要であることが訴えられ始めていた。そして、当時の労働時間と余暇・娯楽の関係性を分析したのが、権田保之助や大林宗嗣といった研究者たちであった。ここで特記すべきは、わが国ではすでに近代以降、労働時間と生活時間との関係性が問われ始められたということである。

ところが、1930年代ごろから大河内理論の登場を機に、学史的には労働政策が次第に社会政策のなかで大きな部分を占め、生活政策がみえにくくなっていく。むしろそれによって生活時間の重要性が低下したのではない。否、むしろその後は、戦時体制に向けて徐々に生活政策の重要性が増していったのが事実である。戦後の一定期間、学説と実態の乖離が存在したものの現代に至っては前述したように労働と生活の両側面をみるこそが、社会政策を考える上での要となっている。しかしながら、このように労働時間と生活時間との関係性の議論は長い歴史を有しているにもかかわらず、当問題における研究方法はいたずらに現代そのものに収斂しており、これまでの軌跡についての考察があまりにも希薄化している。

ゆえに、現代の労働時間と生活時間との関係性を考えるのであれば、まずは生活政策研究史の系譜を振り返りつつも、それを十分に視野に入れて労働と生活の両面を研究した成果を掘り起こし、現代的な課題を透視する一助とするべきではないだろうか。これまで筆者は、そのような問題意識のもとで大正時代の労働・生活像を、前述した権田や大林の所説を中心に検証してきた¹⁾。そこで、本稿はその続編として1930(昭和5)年～1940(昭和15)年代の労働と生活の過程を丹念に追い続けた安藤政吉に焦点をあて、近代日本における労働・生活像の一断面を析出する。

2. 安藤政吉の人物像

まず、本節では安藤の人物像について紹介する。安藤の略歴をまとめると、図表1のとおりである。

安藤は1920年に神奈川県から上京し、日本大学専門部政治科に入学後、6年間の苦学を経て卒業した。その後、すぐに東京市社会局に入所し、細民調査を担当するものの、安藤には学問における「師」という人物は存在しなかった。安藤の研究手法は専ら、東京市の生活問題に関する資料から、その実相を把握するというものであった。ただし、キリスト教の信仰上の師として賀川豊彦の門下に入り、1934(昭和9)年には賀川と共に『日本道徳統計要覧』を執筆したということから、大河内一男は安藤の「最低生活費」の研究に対して、「宗教的な信念の

1) 拙稿「近代日本における余暇・娯楽と社会政策—権田保之助の所説を中心に—」『経済学雑誌』第113巻第2号、2012年。拙稿「近代日本社会政策史における権田保之助の国民娯楽論」『経済学雑誌』第114巻第2号、2013年。拙稿「大林宗嗣と権田保之助—近代日本娯楽論をめぐって—」『経済学雑誌』第115巻第2号、2014年。

図表1 安藤政吉の略歴（1902-1948）

1902(明治 35)年 12 月	神奈川県秦野に生まれる。
1920(大正 9)年	上京し、日本大学専門部政治科に入学。
1926(大正 15)年 3 月	日本大学専門部政治科卒業、東京市社会局に入所し、細民調査を担当。 生計費問題、異常児、精神病、アルコール、性病、結核等の社会病理の研究に専念。
1934(昭和 9)年 12 月	賀川豊彦と共に『日本道徳統計要覧』を刊行。
1935(昭和 10)年	日本能率連合会に入り、生産管理、労務管理、賃金問題の研究に従事。
1941(昭和 16)年 1 月	『最低賃金の基礎的研究』を著述。 労働科学研究所に入所後、文筆活動が盛んになる。
1944(昭和 19)年 1 月	『国民生活費の研究』を著述。
1945(昭和 20)年 10 月	日本生活問題研究所を設立し、所長に就任。
1947(昭和 22)年 11 月	『最低生活費の研究』を著述。
1948(昭和 23)年 10 月	死去、満 46 歳。

(出所) 生活研究同人会編『近代日本の生活研究—庶民生活を刻みとめた人々—』光生館、1982年、p. 284、より作成。

ような強さを持つ」と評価している²⁾。

1935(昭和 10)年には、日本能率連合会に移籍し、生産管理、労務管理、賃金問題の調査研究に従事するようになった。そして、ここでの研究活動の集大成が後の 1941(昭和 16)年に刊行された大著『最低賃金の基礎的研究』に結実した。また、同年にはその業績が讃えられ、暉峻義等の指導する「労働科学研究所」の所員として迎え入れられて、文筆活動に勤しんだ。前田信彦によれば、同研究所の安藤はマーケット・バスケット(全物量積み上げ)方式による最低生活費の算定において、日本人の「貧乏」を日本の「低賃金」と結びつけた。これは同研究所に在籍していた藤本武の戦後の最低生活費研究につながるものだという。加えて、戦後の電算型賃金体系は戦時中の安藤らの研究に依拠していたとも述べている³⁾。

その後、日本の戦時経済は激しさを増し、「最低生活費」は物量計画の圧縮によって、「軍需第一主義の短期決戦型」のものに変貌せざるを得なかった。そのため、この頃から安藤の主張は戦争の波に巻き込まれていく。『最低賃金の基礎的研究』刊行からわずか 3 年後の 1944(昭和 19)年に発表された『国民生活費の研究』では、安藤の「最低生活費」は現実の限られた生活物資と生活設備の下で、どのようにすれば「最低生活費」またはその近似値に到達するかに検討が及んだ。また、同著には『最低賃金の基礎的研究』にみられない「生活指導」や「生

2) 大河内一男『国民生活の理論』光生館、1948年、p. 396。

3) 前田信彦『仕事と生活—労働社会の変容—』ミネルヴァ書房、2010年、p. 11。

活創造」の問題が重要な位置を占めるようになっていた⁴⁾。

戦後になると、安藤は今までの日本の政治、経済、教育、文化などあらゆる方面での政策が非科学的だという批判的立場に立った。その上で、特に生活問題における客観的な究明に焦点を当て、「日本再建のための生活計画の基礎資料」を提供したいという思いから1945（昭和20）年10月に「日本生活問題研究所」を設立し、自ら所長を務めた。その他のメンバーとしては、会長に賀川豊彦が就任し、理事長には大河内が就いた⁵⁾。

このように安藤は戦時下における最低生活費の研究者として、48年という短い生涯の中でその実証的な解明に尽力した。そこで、次節以降は安藤がどのように最低生活費の解明に取り組んだのか、その足取りを追う。

3. 「最低生活費」論の確立

昭和初期の都市は、「無産者」の「貧窟生活」と裕福な家庭がともに「子弟の不良性を高める」という貧困と浪費の交錯する坩堝の時代であり、安藤はこのような都市の状況に嫌悪感を示していた。そして、国民生活の安定のためには、生活の改善や指導ないし刷新を唱えるにしても、いかにして安定条件たる賃金によって生活保障の基準を決めるのか、その基準が決まってこそ目的が達成されると考えるに至った。

しかし、当時は生産力の拡充や人的資源の培養、あるいは、総合能率の向上には、国民生活の安定が必要不可欠だったにもかかわらず、その実証的な研究が疎かになっていた。それは生活の安定には欠かせない賃金の支払い方法に如実に現れていた。安藤によれば当時の賃金論をみると、いずれも「賃金技術論」や「利潤の範囲内に於ての賃金支拂法」のように各事業主の裁量によるところが大きかった⁶⁾。つまり、従来の生活給は合理的な基準で考えておらず、年齢も家族扶養率も無視した各事業主の任意（根拠のない賃金制）によって決められているために、生活困窮や疾病率の上昇、災害率の増大などを招いてしまっていたということである。

そこで、安藤は「国民生活安定の基本条件たる標準生活費」の究明を目標に、保障されるべき生活とその担い手のあり方に言及し、最低生活費の実証的測定を試みた。そして、前述した

4) ここでいう「生活創造」とは、戦時という特異な状況の中で、いかに限られた物資を節約し、再生産（再活用）しながら生活を工夫するのかということである。

5) 「労働関係研究所の歴史・現状・課題」『二村一夫著作集（オンライン版）』第8巻、1997年。なお、大河内は生活問題研究所の創立時メンバーの一人としても同研究所の設置に携わっており、安藤との関わりが深かったと思われる。

6) 当時の賃金制の多くは、出来る限り公平を期しながら賃金の支払いを最小限にとどめ、最少の賃金で最大の能力を発揮できるような賃金支払方法が研究されていた。安藤政吉『最低賃金の基礎的研究』ダイヤモンド社、1941年、p.4。

ようにその集大成として出版されたのが『最低賃金の基礎的研究』であった。

まず、安藤は始めに賃金問題の予備的研究として、「世帯の大きさ」、「生活期間」、「生産年齢」、「扶養率」について述べた。当時の日本の生活期間は大体60年前後であり、その内訳は、20歳以上から59歳までを生産年齢、0～満16歳までと60歳以上は不生産年齢、満17以上、満19歳までは適当な保護が必要とされる準生産年齢として考えるべきだとした。通常、生産年齢といえば15～59歳までを想定し、当時刊行されたものの多くもこの基準に準じていた。しかし、当時の社会生活は産業の発展に伴い、産業人としての十分な知識を学び向上しなければならなかった時代であり、安藤は従来の若年層における生産年齢には常に懐疑的であった。そこで、身体的にも精神的にも未発達な15歳からを満17歳に引上げ、満17歳以上、満19歳(20歳)までは、「身心の発育発達完成」の生活訓練を中心に行い、仮に生産年齢として扱うにしても、保護を必要とした準生産年齢として区別しなければならないことを強調した。

また、家族構成員は無産者(勤労階級)ほど、生産年齢階級の割合が少なく、不生産年齢の割合が多いという状況であった。換言すれば、下層の階級になるほど、家計の負担は大きく、多子家族としての生活が営まれていた。また、人口の増殖が最も期待された年齢階級でもあった。

加えて、扶養率に関して安藤は、両親が自分の子どもを扶養したり、近親者が老人を扶助したりするように、自力で自己の生活を充実ないし管理できない者を他者が支援する、この扶養負担の割合を扶養率と捉えて検証した。さらに、扶養率を「個人的扶養」と「社会的扶養」に分け、整理した。

次に安藤はその個人的扶養率を算定するべく、職業別にみた本業者と従属者の割合に加え、子女の扶養負担率と順に考察していった。子女の扶養負担率をみると、子女数を3人と仮定した場合、一人の扶養期間を20年とみなし(合計60年)、死亡率による損耗率を2年3ヶ月とした。さらに、自己及び配偶者の扶養負担率については、労働力減退による扶養負担と老後扶養負担率を6年6ヶ月、疾病傷害による扶養負担を3年11ヶ月、「不具廢疾、痴、鈍、文盲等」を1年7ヶ月とした。

他方、社会的扶養率は失業扶養率が4年18日、犯罪扶養率が34日であることを割り出した。このようにして算出された割合をまとめると、「個人的扶養率」が74年3ヶ月、「社会的扶養率」が4年52日、合計78年4ヶ月と22日であった。以上を表に示すと図表2の通りである。

以上の検証から安藤は「標準最低生活」を担うべき生活主体を「標準家族」として抽出し、「家族」と「世帯」の捉え方については、小家族(現代でいう核家族)が「標準最低生活」の担い手であるとして、その標準家族は夫婦と子女3人から成ると位置づけた。

続いて、安藤は「労働時間」について章を独立させ紙幅をさいて論じており、本書の中でも関心の高い分野のひとつであったことがわかる。安藤によれば、適正な労働時間を分析するに

図表2 個人的扶養率と社会的扶養率の内訳

<個人的扶養率>

		人員数	扶養期間
子 女	生存者	3,0000 人	60 年
	損耗率	0.8978 人	2 年 3 ヶ月
	小計	3.8978 人	62 年 3 ヶ月
自 己 及 配 偶 者	労働能力減退によるもの及老後扶養	2 人	6 年 6 ヶ月
	疾病、傷害率	2 人	3 年 11 ヶ月
	不具廢疾、痴、鈍、文盲等	2 人	1 年 7 ヶ月
	小計	6 人	12 年
合計		9.8978 人	74 年 3 ヶ月

<社会的扶養率>

	人員数	扶養期間
失業扶養率	1 人	4 年 18 日
犯罪扶養率	1 人	34 日
天災扶養率	??	??
合計	2 人	4 年 52 日

(出所) 安藤政吉『最低賃金の基礎的研究』ダイヤモンド社, 1941 年, p.169, より作成。

は、作業場内部の労働時間規制のみならず、通勤時間や作業場外の生活時間にも目を向けるべきだという。この主張は、安藤もまた常に労働時間と生活時間の関係性の追及を念頭に置いていたということである。また、諸外国による実労働時間を垣間見ることで、日本の労働時間を以下のように整理した⁷⁾。

まず、第一に労働時間を国際的にみると多くは8時間以下であること。第二に、長時間労働ほど疲労の蓄積や、疾病率ないし災害率が高く、8時間以上になると災害率あるいは罹病率が著しく高まるため、やはり8時間以内がベストであること。第三に第二と同様、労働が強化されるほど疾病率や災害率の割合が高くなるため、重作業は特に労働時間を短くすることが望ま

7) 諸外国として安藤が取り上げたのは、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、イタリア、オーストリア、ベルギー、スウェーデン、アルバニア、アルゼンチン、ブラジル、キューバ、カナダ、エジプト、インド、ロシア(ソ連)である。

しいこと。第四に、生産能力の点からも労働時間を短縮した結果いずれも向上しており、総生産高も労働時間短縮により増加していること。第五に、休養（休憩の長さ、睡眠）が極端に短いほど効率的ではなく、疲労を十分に回復する程度の休養が不可欠であること。

以上を総括すると、安藤は一般工場労働者の成年男子を標準とした場合、1日8時間（内、1時間休憩）、週48時間労働が最も適正な労働時間であり、やむを得ず残業する場合は、1日2時間、週3日以内を限度とすることが望ましいと考えた。また、業種ごとの労働時間の適正化、例えば、機械工には何時間何分などの分析が必要であり、それが可能なことにも言及した。

これはまさに現代でいえば、長時間労働による過労死・過労自殺の健康被害を防ぐために労働時間の見直しを行い、休養などの生活時間を確保することと類似する。ただし、この労働時間制はあくまで平常時の経済を想定しており、戦時経済の場合は別問題として扱っている。また、当時の長時間労働による健康被害というのは、もっぱら肉体労働からくる過労であり、現在のように長時間労働によって精神障害を引き起こす場合とは異なることに注意を払う必要がある。

次に、安藤は生計費を構成する個々の要素を具体的に分析すべく、「栄養」、「住居」、「被服」、「教育」などを検証した。図表3は、1936（昭和11）年を基準に算定された最低生活費をまとめたものである。この基準は、のちの安藤政吉研究において、平常時の最低生活費として捉えられた。

まず、栄養について、鈴木梅太郎や二国二郎の『栄養化学』、暉峻の『社会衛生学』、労働科学研究所の摂取栄養価調査などの研究成果を基に、成年男子が中程度の労働を行う際の栄養必要量は3000～3200カロリーが妥当であることを導き出した⁸⁾。次に、内閣家計調査報告から、給料生活者の一消費単位当たり1日平均1000カロリーに対する飲食物費を16.93円とし、「標準家族」の月平均必要飲食物費として42.74円が算出された。そして、これを1936（昭和11）年の食費価格に換算して、最終的に標準家族1世帯1ヶ月当たりの栄養費を「36円75銭」とした。また、この額は全生計費の25.5%に相当したが、現実には30円前後で、約12%程度低いことを指摘している⁹⁾。

住居については借家を前提とし、32坪6室程度というのが安藤の案であった。しかし、その案を実践するには月収150円以上が求められたため、代替案として森本厚吉の20坪説を採用した。そして、1938（昭和13）年の厚生省調査により、20坪程度の家賃を25円87銭と算定した。その他、光熱費は1ヶ月約8円、被服費は年に約200円、月に16円67銭と考えた¹⁰⁾。

一方、教育に関して安藤はその重要性に対する意識が非常に強く、分析された項目のなかで

8) 鈴木梅太郎、二国二郎『栄養化学』岩波書店、1935年。暉峻義等『社会衛生学—社会衛生学上に於ける主要問題の論究—』吐鳳堂、1927年。

9) 安藤政吉、前掲書、p. 308。

10) 同上書、住居費、光熱費は、pp. 374-376、被服費は、p. 418。

図表3 1936（昭和11）年基準の最低標準生活費（1ヶ月当たり）

	金額(円)	割合(%)		金額(円)	割合(%)
食物費	36.75	25.5	(3)交通通信運搬	1.97	1.37
住居費	25.87	18.0	(4)娯楽費	3.50	2.43
被服費	16.67	11.6	(5)交際費	5.00	3.47
光熱費	8.00	5.2	(6)貯蓄及び保険	12.00	8.35
教育費	15.64	10.8	(7)嗜好品費	4.00	2.78
その他(1)-(8)	40.97	28.9	(8)雑費	4.17	2.82
(1)保健衛生費	6.50	4.51	合計	143.90	100.00
(2)公課	4.00	2.78			

(出所) 安藤政吉『最低賃金の基礎的研究』ダイヤモンド社, 1941年, p.504, より作成。

(備考) 構成比のいくつかは修正した。

一番現実から乖離していた。具体的に、安藤は「中等教育の義務制」を主張し、その必要な教育費として、1世帯1ヶ月当たり7円50銭を算定した。また、成人教育費および修養費は1ヶ月当たり8円14銭であり、合計で1ヶ月当たり15円64銭とした¹¹⁾。その他の生活費の対象項目は、図表3の通りである¹²⁾。

以上の個々の要素を分析し算定した最低生活費を基に、安藤が割出した日本における勤労国民の標準最低生活費は1ヶ月当たり約144円（厳密に言えば、143円90銭）であった¹³⁾。この額は1936（昭和11）年に夫婦と子女3人の標準家族が全ての生活期間を通して、贅沢もせず貧困にもならず、安心して生活が出来る標準最低生活費であることを意味した。

続いて、安藤はこの標準最低生活費144円を基礎に、賃金の計算を試みた。まず、安藤は日本の賃金制度について「月給制こそ日本式」と指摘した¹⁴⁾。本来、生活保障というのは生涯を通じて不安なく生活ができることである。そして、わが国での生活は生まれてから死ぬまで永遠に続けられるものである。ゆえに、日給制であれば、疾病や不慮の事故などで欠勤すればその時点で収入が途絶えてしまい、常に生活不安にさらされてしまうが、月給制だとそのようなリスクが回避できるというのである。加えて、日本の支払制度は主に1ヶ月ごとになされるということから社会習慣に合わせられること、さらに、労働による疲労の蓄積はその日の労働によって起こるといよりは、連続的な労働力の提供によって過労となり、相当の期間を要して疾病を患うものであるから、日給制では疾病の賠償責任は果たせないこと、などを理由に挙げた。

11) 同上書, p. 459。

12) 同上書, 保健衛生費から雑費までについては, pp. 473-503。

13) 本稿はこれ以降, 標準最低生活費を144円に統一する。

14) 同上書, p. 505。

しかし、当時の実態として、安藤は内閣統計局の家計調査報告やその他の生計費調査がいずれも144円に対してはるかに及ばないことを問題視した。具体的には「内閣家計調査報告」は102円92銭、「中等階級生計調査」は116円57銭、「某大工場福利増進に関する調査資料」は121円7銭、「満鉄社員生計費調査」は132円29銭、「東京市在職者生計調査」は84円96銭であった¹⁵⁾。そこで、安藤は国家の大きな目標を達成するためには、「最低標準生活の保障の必要性」が求められることを改めて強調した。さらに、標準最低賃金制下の産業能率は5割方増加するとまで述べて、その実施によるメリットはかなり大きいものだと訴えた。

では、安藤はいかにして144円という標準最低生活費を実現し、国民生活安定のための生活保障を考えていたのだろうか。安藤が指摘したのは、企業主の利潤率であった。東洋経済新報社調べによる「戦時産業利潤率表」や三菱経済研究所調査による日本の主要な産業収益率などから、当時の日本国民の8割5分が無産者階級であったにもかかわらず、企業家が2~3割の利潤を個人で享受していたという実態を取り上げ、企業利益を引き下げ大幅な賃金俸給額の増額を強く主張した¹⁶⁾。

以上が、昭和初期の労働と生活の過程から安藤が導き出した標準最低生活費及び標準最低賃金制の内容である。中川清によれば、安藤の論理展開をみると生活主体から生活内容を検証し、その内容を賃金に反映させるというものであり、これまでの経済理論の順序（労働過程→賃金論→生活過程→労働の再生産）や周知の大河内理論とは異なる特徴を持っていたという¹⁷⁾。

そして、そのような独自の視点があったからこそ、安藤は後に生活給の第一人者として知られていくようになったのである。また、本稿の第2節で述べたように、安藤の最低生活費論は戦後の電産型賃金体系に影響した。生活給論の系譜をみると、賃金を生活保障と結びつけ、本人と家族を扶養する生計費に賃金を連動させることを初めて提唱したのは伍堂卓雄である。そして、その伍堂による生活給論の到達点が、他ならぬ安藤らによってつくられた「日本的給与制度論」であった¹⁸⁾。

繰り返しになるが、安藤が考える賃金体系は、国民生活の安定のために最低生活保障の確保を前提とし、その上に各個人の能力を鑑みることであった。戦後の電産型賃金体系はまさにその生活給論がある程度引き継がれたものとして考えることができる。1946（昭和21）年に

15) 同上書, pp. 506-507。

16) 同上書, pp. 517-520。

17) 生活研究同人会編『近代日本の生活研究—庶民生活を刻みとめた人々—』光生館, 1982年, pp. 288-289。

18) 日本の給与制度は、1944年に安藤、厚生省の滝本忠夫、東芝、三菱重工、古河電機などの労使関係者らによってつくられた。安藤政吉「日本の給与制度大綱」『労働科学』第21巻第7号, 1944年。また、森建資「賃金体系の二層構造」『日本労働研究雑誌』2007年5月号 (No. 562), p. 72, を参照されたい。

「日本電気産業労働組合協議会（電産協）」が要求し、1947（昭和22）年4月に実施された電産型賃金体系は、年齢や家族数など最低生活費を基盤においた賃金と、勤続年数、経験、能力などを賃金に上乘せする「増加賃金」を基本としていた。であれば、安藤の最低生活費論は、わが国の「賃金」体系を位置づけていく上で重要な指針を与えた研究であるといえる。

しかし、安藤の論理展開に問題がなかったわけではない。具体的には、安藤が提起した最低生活費を保障する賃金144円と企業利益の関係に解せない部分がある。この点は、大河内が『国民生活の理論』で適切に批評しているため、本稿も大河内の指摘に準じながら問題点を整理しておく。

大河内は、安藤のいう月給化された最低生活費を保障する賃金144円は、具体的にいかにして保障されるのかについて疑問視した。つまり、科学的基準で算定された最低賃金を実現するための社会的条件を整える必要があったのではないかということである。前述したように安藤は当時の日本産業の企業利益を指摘し、それらを引き下げることで144円を実現しようとした。しかし、大河内は安藤が考えているほど単純な問題ではないと批判した。そこには政治問題が孕み、たとえ安藤がいうように国民生活の安定に標準最低賃金制が必要であっても、企業利益の引き下げにより生産力が低下するのであれば、戦時経済全体での実現は極めて困難であるというのである。

加えて、戦時下にもかかわらず、企業家が2~3割の利潤を個人の享楽に使っていたという実態についても、企業収益は重役賞与や株主配当などで分配され、その大部分は資本形成や再投資という流れで消費されるものであるため個人消費ではないと指摘した。以上からすると、大河内は安藤の標準最低生活費144円に対して、批判的な面を有していた。

4. 戦時体制下における生活指導

本節は、まず戦時体制下における労働と生活について、1944（昭和19）年に刊行された安藤の『国民生活費の研究』を中心に検証する。前著の『最低賃金の基礎的研究』では、1936（昭和11）年という平常時の生活内容を基準に、最低生活費144円を算定した。その後、1941（昭和16）年12月から太平洋戦争に突入すると、わが国の戦時体制は劇的に変貌した。その結果、「国民生活」の問題は生活の窮乏で深刻さを増し、国民生活の生活物資総量は次第に縮小されなければならなくなった。それでもなお安藤は前述した最低生活費144円の立場を堅持しようとしたが、結局、最低生活費の切り下げという手段を選ばざるを得なかった。

では、戦時体制下における国民生活の問題とはどのようなものだったのか。国民生活といえば、具体的には「国民各層の生活費の問題」のことである。だが、生活費で示される生活内容が戦争によってどのような影響を受けたのか、あるいは、その生活内容が逆に戦時経済の生産力にどのように作用したのかが問題となったのである。戦争経済の初期段階は平常時から戦時

への切り替えとして専ら「生活刷新」が叫ばれたが、戦争が長期化すると民需生産が縮小することによって「生活刷新」に加え、国民生活の「確保」に関わる問題として捉えられるようになった。つまり、戦時生産力の強化のためには、生産力の担い手を長期的に確保し培養することが不可欠だったのである。

安藤はこの過程を「国民生活基本論」、「生活費の基礎的研究」、「国民生活の現状」、「国民生活指導編」という流れで展開した。順に追ってみると、「国民生活基本論」で、国民生活の安定のためには「日本の生活観」の確立が必要なることを主張した。安藤のいう日本の生活観とは、「日本的な、科学的な、合理的な生活」を基盤にした「国民生活の安定確保」であり、「国民生活の標準化」を指す¹⁹⁾。安藤は国民生活の安定を確保するためには、精神的な面と経済的な面があると考えた。精神的な面とは国民が必要以上に贅沢をしないという日本の生活観を確立することであり、経済的な面は適切な生活を送るのに必要な生活費のことを指す。そして、両者の面が整うことで始めて国民生活の安定は確保できるというのである。

また、安藤は国民が贅沢をせず適切な生活を送るには、国民生活の標準化を示す必要があるとし、その具体的方法は、「これ以下の生活内容では国民生活を破壊する最低限の生活線」と「これ以上の生活は個人的にも国家的にも浪費である最高限の生活線（＝贅沢線）」の間に国民生活の幅を持たせるというものであった。しかし、大河内は生活の標準化、強いては最低生活費の確保が叫ばれている戦時下において、最高線と最低線の間幅という議論は成立し得るのみに懐疑的であった。つまり、国民生活の標準化を実現するために戦時下の勤労再生産に必要な最低限を下回らない範囲の生活費が安藤のいう「最低生活費」ならば、あえてこれ以上に上積みされた最高線（贅沢線）を考える必要がないのではということであった²⁰⁾。

「生活費の基礎的研究」は前著『最低賃金の基礎的研究』での成果を集約したものであり、詳しくは第3節で述べたとおりである。「国民生活の現状」では「内閣家計調査報告」や「厚生省労働者生活実態調査」などの公的統計調査、あるいは各地方都市の生計調査を紹介し批判しながら、国民生活の現状を浮き彫りにしようとした。特に、「内閣家計調査報告」の検証は安藤が一番力点を置いた統計調査であった。当時の家計費目の中で飲食物費や光熱費は次第に全生活費に占める割合が大きくなり、それは極端な生活の切り下げが行われたことを意味していた。つまり、飲食物費や光熱費は弾力性がなく切り下げる余地がないため、そのしわ寄せとして被服費などその他の切り下げを余儀なくしていたのである。住居費は年々減少傾向であり、収入が少ない者ほど飲食物費や光熱費の上昇に伴う住居費の節減が大きかった。

被服費についても年々減少しており、住居費同様、低収入者ほど節約割合が高かった。被服費抑制の背後には、調査対象の家庭ではほとんど衣類を新調せずに修繕や改装することによ

19) 安藤政吉『国民生活費の研究』麴町酒井書店、1944年、p. 4。

20) 大河内一男編『国民生活の課題』日本評論社、1943年、pp. 423-424。

て支出を抑えていたのである。言い換えれば、当時の国民はストックした衣類を再生し活用するだけの技術を持ち合わせていたということである²¹⁾。しかし、安藤はこの点に関して一時的なものであり、ストックの衣類が無くなれば被服費増大につながることを危惧していた。ここに安藤の最低生活費の観念が決して短期的なものではなく、長期的視点にも立って考えられたことが分かる。娯楽や修養などその他の諸費目については、全体で減少傾向にあるものの、収入差によってその節減度が変わっていた。つまり、本来なら物資不足による消費抑制をすべきであったが、特に収入が多い者は消費抑制に進むべきなのに依然として消費し、さほど消費抑制の必要の無い貧困階級者が節約せざるを得なかったのである。ここに安藤は「生活刷新と生活指導」の余地を見出した。但し、この「内閣家計調査報告」の対象となった家庭の多くは、自ら家計簿の見直しを行い、生活改善ができる「優良家庭」が中心であった²²⁾。

また、安藤は「内閣家計調査報告」以外の諸調査として、例えば、各地方（大阪、名古屋、東京）の工場労働者、鉱山労働者、俸給生活者を対象にした生計費調査や細民調査を取り上げた。その結果、「内閣家計調査報告」以外の諸調査で判明したのは、当時個々の赤字家計が非常に多かったということである。ゆえに、当時の統計的平均が「標準生計費」や「最低生活費」であるとする固定観念に陥ってはならなかったことを示唆している。さらに、これらの統計調査結果から、安藤は「世帯人員の大となるに従って飲食物費の割合は大となる」と結論づけた²³⁾。つまり、当時の日本の家族制度は家族の扶養を義務付け、その点を銃後の国民生活に活かそうとしていたにもかかわらず、家族の人数が多ければ多ほど生活困難に陥りやすかったということである。そこで、安藤はこのような家族制度を維持するために、国家は世帯の大きさ（家族扶養率）を重視し、扶養期に十分維持できるほどの最低生活収入が確保できる対策を考えなければならないことを主張した。

では、このような国民生活の実情から安藤は最低生活費をどのように考えていたのだろうか。この頃安藤に課せられたのは、最低生活費は現実の限られた生活物資と生活設備の下で、どのようにすれば「最低生活費」またはその近似値に到達するかを検討することであった。その方法は「内閣家計調査報告」の結果を消費単位基準で算定したものに物価上昇率を乗じるというものである。そして、算出された労働者の最低生活費は「147円9銭」であり、この額は安藤が労働科学研究所に在職中に発表された『最低生活費の研究』²⁴⁾による「148円19銭」と近似していた。しかし、前述したように当時の国民生活は赤字家計が極めて多く、家族が大人数になるほど生活は困難なものになっていった。そこで、安藤はいかなる策を講ずるべきかにつ

21) 大河内はこの点を軽視すべきでないとして述べている。大河内一男編、前掲書、p. 428。

22) ここでいう「優良家庭」とは経済的に裕福な家庭を指すのではなく、家計が赤字状態であるならば自ら生活の工夫や生活改善を通して赤字から抜け出すことができる能力を備えた家庭をいう。

23) 安藤政吉、前掲書、注19)、p. 298。

24) 労働科学研究所編『最低生活費の研究』労働科学研究所、1944年。

いて、自ずと次の課題に生活指導を取り上げるべく「国民生活指導編」へとつなげていった。これは前著の『最低賃金の基礎的研究』にはみられない点であるため、本節は特に生活指導について以下に整理しておく。

当時、国民の消費は全て物であり、飲食物費がいくら、住居費がいくらとその物を表現するために貨幣に換算して生活していた。そして、その多い少ないという判断は何ら科学的根拠のないまま、単に実支出に対しての標準を割出し、その点から生活指導や生計費指導が行われていた。しかし、従来の生活指導者の多くは消費支出の節約を訴えながら、自ら酒を飲みタバコを喫らすといった状況に安藤は生活指導論の問題点を見出した。そこで、安藤は生活の科学的解明に加え、生活指導者は「率先垂範」でなければならないことを主張した²⁵⁾。

では、具体的にどのように進めていったのか。安藤によると生活指導を行うには、政府や地方公共団体が行うべき面と、国民各自が行うべき面があるという。まず、政府や地方公共団体の面について「消費規制」「配給政策」「価格政策」「規格化」「標準化」などがキーワードとして考えられた。従来の消費規制や配給政策をみても場当たり的で一貫性がないものが多かったことを批判し、戦争の長期化を見越して、国家や地方公共団体あるいは組合などによる徹底した統制強化が組織的・系統的に行わなければならないことを指摘した。他方、国民各自が行うべき面というのは、何よりも戦争という特異な状況を国民自身が理解し、少しでも生活内容を切り下げることであった。加えて、生活指導者の指導を順守し、酒・タバコなど嗜好品の浪費を徹底して抑え、生活の標準化（科学化）が図られるべきだと主張した。

次に、安藤は生活設計やその予算生活の重要性について言及した。「生活設計は人生の羅針盤」であると説き、仕事の予定表を年間→月間→週間→日間別に作成し、仕事の効率化を図り、生活の創意工夫を行うというものであった。具体的に年別予定表では、仕事によって夏にすべきもの、冬にすべきものと四季別に分類整理し、さらにこれらの分類を12か月分に区分して月別単位に細分化する。そこで整理された予定表の仕事を中心に、法事や墓参り、お祭り、衣替えなど生活上必要となる行事を入れ調整していくのである。そして、月別予定表を週別に切り替え、勤労奉仕週間、洗濯物週間、掃除週間など家族全員が協力し合いながら実施し、最後に1日の生活時間を工夫するというものだった。但し、1日の生活時間は24時間と限られているため、まず勤務時間を把握し、次に睡眠時間、事務作業時間（家事・育児時間）、余暇時間の順に生活時間を分割することが求められると安藤は述べた。

なお、安藤は一般家庭の生活順序を図表4のように想定していた。このように事細かく生活設計を立ててこそ生活時間の効率化が図られるのであり、高い生活効率を目指してこそ、そこに始めて教養や余暇時間を生み出すことが出来ると考えた。

そして、安藤はこの生活設計を基に予算生活の重要性を説き、各費目別の生活指導として、

25) 安藤政吉、前掲書、注19)、p.347。

図表4 一般家庭の1日の生活順序

午前	}	朝5時起床(主婦、女中、その他家事負担者)
		食事準備、全員起床、洗顔、朝礼
		全員朝食、台所片づけ
		出勤者(通学者)身支度
		出勤(通学)(交通 - 電車、バス、汽車、自転車、徒歩)
		勤務(学習)(午前7時または8時くらいより)
		<家庭の場合>
		掃除、子どもの世話、家事、内職、交際、昼食準備 昼食(12時～午後1時)(後片付け)
午後	}	家事、裁縫、子どもの世話、身の回り整理、隣組、勤労奉仕、内職、交際、 休憩、運動
		勤務終了(午後5時～午後6時)
		帰宅(交通 - 前記の通り)
		夕食準備
		夕食(午後6時 - 午後7時)(後片付け)
		休憩、入浴(新聞、雑誌、ラジオ、レコード、運動など)
		勉強、教養、趣味娯楽(映画、芝居、浪花節、生花、音楽、学習、運動、お茶、稽古など)、裁縫
		就寝(午後10時)(睡眠時間)

(出所) 安藤政吉『国民生活費の研究』麴町酒井書店, 1944年, pp. 359-360, より作成。

(注) 一部現代用語に修正。

「栄養」、「住い方」、「被服身廻品」、「保健管理」などの項目にみられるように、細部にわたって懇切丁寧に検討した。「栄養」に関する指導の目的は飲食物費の支出を抑えることであった。そこで、安い材料や廃棄物を有効活用できるような調理方法、また極力外食を避け、廃棄物を出さないようにすること、さらに不定期な配給制度に対応すべく材料の保存方法などが盛り込まれた。

また、「住い方」の指導について、第一に神棚、仏壇を正確な位置に祀り、日々の生活を向上させる、第二に、部屋の使用目的を明確にし、その目的に応じた家具の配置や戸棚の作製などを行い、「明日の勤労再生産のために十分な休養の出来る最低限度の住居」の確保を目的とする、とした²⁶⁾。次に、「被服身廻品」の生活指導で重視されたのは、被服が衛生的、活動的、経済的、美的であることだった。そのためには、「最低標準生活被服基準の決定」が緊要であるとし、例えば、国民服の夏服は上着として用いず、半袖シャツにすることや、作業能率の向

26) 安藤政吉, 前掲書, 注19), p. 379。

図表 5 保健管理指導目標の一例

- (イ) 歯磨慣行
 (ロ) 清潔、清掃
 (ハ) 食事、完全咀嚼
 (ニ) 就寝、早寝、早起、睡眠休養の科学化、禁酒、禁煙
- さらに注意すべき事項
- a. 寝具類の日光消毒 b. 洗濯の慣行と指導 c. 採光、換気、整頓等の注意
 d. 便所、台所等の清潔上の注意 e. うがい、手洗いの奨励
 f. 食欲の不振善処、間食の指導(なるべくなくす)と偏食の矯正指導
 g. 予防注射等の慣行 h. 感冒、胃腸病の予防指導 i. 患者に対する医師との協力
 j. 虚弱者障害者に対する適切なる処置及び指導 k. 定期的体温測定と体温表による指導
 l. 検便、伝染病予防薬の服用指導、市販薬の使い方 m. 定期健康診断の実施
 n. 南京虫、のみ、蠅、その他害虫駆除の指導、o. 適正な体育指導(ラジオ体操、国民体操、三橋体操、その他の運動、ハイキング、登山その他) p. 体温計の使い方や見方、
 その他衛生器具の使い方指導 q. 保健衛生相談
- (出所) 安藤政吉『国民生活費の研究』麴町酒井書店、1944年、pp. 417-418、より作成。
 (注) 一部現代用語に修正。

上および保健衛生、災害予防などが勘案された作業衣の全国統一化などが考えられた。加えて、被服費抑制のために、洗濯の仕方、アイロンのかけ方、修繕のための縫製の仕方などについても言及なされた。

その他の生活指導として、「保健管理」には結核予防、性病撲滅、運動など年度ごとに保健管理指導の目標を決定し、図表5のように実施することを提案した。

そして、安藤はその実施には保健婦の活用が重要だと述べ、これらの各費目別の生活指導を徹底するためには、ドイツの生活指導に習って「生活指導婦制」の設置と全国的な普及を主張した²⁷⁾。「生活指導婦制」とは、従来の保健知識を持った保健婦に、さらに栄養や消費経済の知識を兼ね備えさせる教育を施し、最前線で生活指導を行う指導員に育てる制度である²⁸⁾。そして、このような生活指導婦を全国の町村や都市の町会に各1名程度配置し、全国的に普及させることで国民生活の改善や向上を図るというものであった。加えて、安藤は生活指導の実施は個人単位で行うのではなく、農村でみられる部落単位の冠婚葬祭や協同耕作のような生活の「協同化」や「社会化」の重要性を説いた。

このような安藤の結論に対して、大河内は協同化の必要性は説いているものの、それが具体

27) ドイツの婦人は栄養分野に博識で多種多様の料理を作ることができ、また育児にも長けていたということから、戦時下のドイツでは国民生活の指導に婦人労働力を活用することに積極的だったと、安藤は述べている。

28) 安藤によれば、女学校程度の者を2年間の教育で生活指導婦に育てることが可能であるという。

的にいかなる時に必要になり、どのような結果（効果）を生むのかについて触れられていなかったことを指摘し、安藤による今後の論理展開に期待を寄せた。

以上が安藤による生活指導の概要であるが、安藤の主張は一見すると総力戦体制下に引きずられ、上から押しさえつけられたようなマイナスイメージを持たれがちである。しかし、現代でも社会人スキルの一つにタイムマネジメントは必ず求められる能力であり、常に生活設計を意識しておかなければならない。また、地域住民の相談には民生委員が、出産や育児などの悩みには児童委員が相談に応じるなど、今でも生活の営みに踏み込んだ政策が求められている。だとすれば、安藤の生活指導論も戦時という状況下を考えなければならないが、生活設計の重要性を指摘し、生活指導婦の活用など生活の営みにまで立ち入った議論を展開していたという点は、時代状況を勘案しなければならないとしても、示唆的である。

5. 「新中間層」の労働と生活

以上、第3・4節で昭和初期から戦時下までの国民生活における「標準最低生活費」確立の足取りを追ってきたわけであるが、安藤が抽出した「標準最低生活費」は結果として昭和初期における都市部の「新中間層」の実態把握をベースにしたものに他ならなかった。この点について中川清は次のように述べている。中川は権田の「小額俸給生活者」の家計調査結果から、1922（大正11）年～1936（昭和11）年の「新中間層」の実支出額は4人世帯で100円前後（内訳は飲食物費約3割、住居費約2割、被服費1割強、雑費約3割）であったことと、安藤の「標準生活費」がほぼ一致していたことから、安藤が意識していたかどうかの有無に関わらず「新中間層」を想定しながら標準生活費を組み立てていたと捉えた²⁹⁾。

そこで、本節は当時の「新中間層」である俸給生活者に焦点をあて、安藤がどのように最低生活費の論理を展開したのかを分析する。具体的には『国民生活の課題』に所収されている「俸給生活者」を中心に検証する³⁰⁾。

まず、安藤は「俸給生活者」の定義に言及した。俸給生活者いわゆる「サラリーマン」の定義づけが難しいことを指摘した上で、一応は「資本家と労働者の中間層」である「中間階級」を念頭においた。次に職業生活の現状について、以下のように整理した。第一次世界大戦直後の不況期における生活問題は、「俸給生活者の悲哀」や「腰辨の惨めさ」と表現できるほど生活が窮乏であり、そこに家族手当、物価手当によって勤労階級の惨めな生活実態を救済しようとする方策がとられていた。また、「俸給生活者同盟」や「サラリーマン・ユニオン」を結成し、集団的に生活改善が訴えられた。

29) 前掲書、注17), pp. 299-300。なお、安藤の「標準生活費」は本稿 p. 90, 図表3を参照のこと。

30) 安藤政吉「俸給生活者」大河内一男編『国民生活の課題』日本評論社、1943年。

その後、事変以来の物価（特に生活物資）高騰による生活費の増大に対して、サラリーマンの生活源泉である収入では賄えきれず、ますます生活困難に陥ったために、従来の家族手当や物価手当という手段だけでは不十分であり、積極的根本対策の樹立が求められた。積極的根本対策とは、すなわち「最低生活費確保」のことである。さらに、安藤はその運用実施面から採用・昇進や人事管理制度の改革が必要だと指摘した。なぜなら、当時の採用・昇進及び人事管理制度の不都合が、俸給生活者層の無気力化の一因であると考えたからである。「制度上から来る怠け」は、教育程度により区別させられた制度の不都合によるもの認識から、露骨すぎる学歴社会を批判し、「人材をよく用ひ、能力を百パーセント發揮せしめるやうにすべき」だと「能力」の重要性を指摘した³¹⁾。ゆえに、昇進や昇給には個々の努力、勤勉、能率などの成績から公平に判断しなければならないので、人事考課表は重要資料となり、科学的な人事評価が求められると考えた。

しかし、実際の職業生活の現状は学歴（教育程度）重視で情意本位の場合当たり式な人事管理が多く、また、その管理者自身も各部門間の対立、縄張り、派閥の波に巻き込まれながら、重役会議に忙殺されるという「水車式多忙幹部」の続出が相次いだ³²⁾。これでは、サラリーマンである俸給生活者が能力の出し惜しみだけでなく、大口の仕事のみに従事し、隙あらば上司の目を盗んで怠けることが処世術になってしまったことも仕方がないと安藤は判断したのである。

ところで、当時のサラリーマンは全人口の何%を占めていたのであろうか。安藤は1930（昭和5）年代の国勢調査から、サラリーマンが全人口の16.7%を占めていたと捉えた。その算出方法であるが、まず同調査における産業別職員数をみると、当時の職員数は205万5444人であった。しかし、安藤によれば、事変後大きく変化した鉱工業方面の数を補正する必要があるため、厚生省発表による1941（昭和16）年の鉱業及び工業の労働者に対して職員の割合を推計した。その結果、官公吏は120万1134人、鉱業は2万5595人、工業は32万9276人であり、合計155万5996人の増加で、前述した職員数を俸給生活者数とみなせば361万1440人となった。全人口（1930（昭和5）年国勢調査数に労働人口増加数だけを追加した6478万人）に対する割合は5.58%を占め、その割合をさらに1940（昭和15）年の国勢調査内地人口7311万4308人の職員数として推計すると407万9778人となり、この家族数を平均3人とすれば1223万9235人に達し、全人口の16.7%を占めるのだという³³⁾。

こうした背景をもとに、安藤はサラリーマン層の生活が健全なものとなり、指導者として恥ずかしくないように教育し、向上させなければならないと「中間階級の育成」を意識していた。

31) 安藤政吉、前掲書、注30)、p.186。

32) 同上書、注30)、p.187。

33) 同上書、注30)、pp.188-189。

しかし、サラリーマンと一口に言えども、教育程度において会社規模別や都市・地方別に大きな開きがあった。例えば会社規模別でみた場合、大企業ほど学歴が高い者の割合が大きく、都市・地方別では大都市ほど大学出身者の数が圧倒的だったのである。以上から、安藤は当時のサラリーマンの生活が教育程度によって決まる学歴主義社会を批判し、人間は受けた教育を生活に活かしてこそ生活能力の向上につながるという意味での能力主義の必要性を訴えた。

また、安藤はこのような状況下でのサラリーマンの日々の暮らしは、「統制された動きのとれない」生活だと捉えた。つまり、毎日定刻に出勤し同じ業務内容を遂行して定時に帰るため、そこには何の感激もなく、一分でも遅れて出勤することを願い、一分でも早く帰ることを考えていたというのである。そして、そのような態度が会社、工場、鉱山方面にまで広がり、作業効率の低下を引き起こす一因となっていたのは言うまでもない。安藤は当時の能率とその形態について、いくつか調査を紹介しているため本稿でも触れておくと、労働科学研究所の調査では、サラリーマンの月曜日から土曜日までの能率曲線を分析した。その結果、休日の翌日である月曜日は能率が上がらず、段々と気力が上昇して水曜日に頂点に達し、金曜日になると再び能率が低下するが、土曜日には翌日が休日ということもあり少し回復をみせた。安藤はこの形態をいわゆる標準型であると捉え、さらに星野周一郎による能率形態の分類を用いながら、図表6のように整理した。それによると、仕事に一番興味を持っているのは精力型であり、次に標準型、勤労型の順に続いている。他方、仕事に興味がない割合が一番高かったのは享楽型である。

図表6 能率と能率型の関係

単位：%

能率型	仕事に興味有	中間又は不明	仕事に興味無	有無差
A 標準型	64.9	11.3	23.8	41.1
B 享楽型	54.1	16.4	29.5	24.6
C 勤労型	59.6	21.2	19.2	40.4
D 精力型	65.7	14.3	20.0	45.7
その他	58.6	23.3	18.1	40.5
平均	60.2	16.7	23.1	37.1

(出所) 安藤政吉「俸給生活者」大河内一男編『国民生活の課題』日本評論社、1943年、p. 202, 第7表、より作成。

続けて安藤は、このような無気力なサラリーマンは休日をどのように過ごしていたのかを検証した。図表7から分かるように、どの形態にも共通していたのが「郊外散歩」であり、安藤は最もお金を使わなくてもよいところに一番お金を出していると指摘した。特に享楽型は当時、標準型に次いで多数を占めていたことから、一刻も早くこのようなタイプのサラリーマンを製造する生活環境を打破しなければならないと主張した。このように安藤は休日内容の分析において、経済的に著しく影響されない休日の過ごし方は、その内容を吟味することで、俸給生活

図表7 サラリーマンの休日状況

能率型	休日内容	傾向
標準型	郊外散歩、スポーツ、睡眠、読書	アウトドア、スポーツ中心
享楽型	郊外散歩、自宅静養、劇映画、睡眠、読書	アウトドア、娯楽中心
勤労型	郊外散歩、自宅静養、劇映画、読書、訪問	インドア、安息的
精力型	郊外散歩、自宅静養、劇映画	インドア、娯乐的

(出所) 安藤政吉「俸給生活者」大河内一男編『国民生活の課題』日本評論社、1943年、p. 203、より作成。

者の生活改善につながるができると言及しており、ここに安藤なりの娯楽・余暇分析の積極的な意義を見出せる。

そして、安藤はサラリーマンが仕事への興味を喪失した大きな原因を、生活の不安と人間の機械化にあるとし、「生活の安定」と「勤労の人格化」を訴えた。サラリーマンの仕事内容が人格を全く評価せず、人間の機械化を行っているようでは、いつまでたっても仕事への興味は沸かない。また、いかに人格を認めても、生活が安定していなければ人格化は達成できない。つまり、生活の安定と勤労の人格化は車の両輪のようなものであり、それを実現してこそ、サラリーマンの生活改善へとつながると考えた。ここに筆者は現代の労働時間と生活時間の関係性の議論との類似性を想起せずにはいられない。ここでも安藤はサラリーマンの労働には常に生活（生活の安定化）が不可分だと意識していたのである。但し、当時の「労働」の性質と現代の「労働」の性質に乖離がある点に注意しなければならない。つまり、当時の「労働」は、仕事への無気力さから仕事と生活を完全に切り離して考えているところがあった。他方、現代の「労働」の性質をみると、仕事と生活の線引きがあいまいであり、複雑に絡み合いながら生活が営まれているという違いは、ここで意識しておく必要がある。

では、当時のサラリーマンの労働と生活の関係はどのようなものであったのか、ここでもう少しサラリーマン生活の実態を垣間みておこう。まず、職業方面からみると、仕事が楽できれいで体裁がよいという理由から、たとえ収入が少なくても事務的な仕事をしたがる傾向が強かった。また、この時代の女性が結婚男性に求める第一条件はサラリーマンであったため、結婚願望があるならサラリーマンを選択せざるを得なかった。もっとも、当時のサラリーマンの収入は月収で80円～150円程度であり、安藤によるサラリーマンの最低生活費は約148円だったということを考えると、決して生活は楽なものではなかったことが分かる。一方で、常に失業のリスクが付きまとい、生活不安を助長させてもいた。この影響は結婚にも及び、当時の統計結果から結婚年齢の遅れ、特に知識階級での遅れが明らかにされた。それは、晩婚化の背景に既婚者が未婚者よりも生活困難さを訴えていたことにある³⁴⁾。政府は一億人口達成のために「早

34) 安藤政吉、前掲書、注30)、p. 212。

婚奨励」を主張したが、安藤はそれよりもむしろ最低生活確保の具体的対策の樹立が先決であると考えた。

それならば安藤はどのように最低生活費確保の対策を展開したのか。従来の生活刷新は生活そのものの刷新をはじめ、合理化、科学化、文化の確立なども叫ばれていたが、安藤によると実際に行われていたものはどれも抽象的なレベルだったという。そこで、生活に潤いを持たせるには、ある程度の文化費を認めなければならないことに言及した。しかし、安藤は当時多忙で生活が暗いために娯楽が必要だという誤った認識がなされ、その解決策として漫才、映画などを持ち込むという状況は、一時的かつ軽薄な慰安であるとして批判的立場にあった。安藤はさらに続けて、生活に楽しみがなくなるのは娯楽が興らないからではなく、生活に没頭できないためだとし、娯楽よりも「今の仕事を天職と感じ、安心して生活（仕事）出来るやうな条件が必要」だと捉えた³⁵⁾。

そこで具体的に、生活刷新には「最低生活の保護」、「新生活観の確立」、「生活の科学化」、「生活の標準化」が肝要たるものとして考えられた。それは、国民生活の安定という最優先事項を実現するために、国家が最低限の生活を保障することが必要不可欠であり（「最低生活の保護」）、国民自身もその時代にふさわしい生活を送らなければならない、つまり、「大東亜共栄圏確立」の国家目的に沿う生活観を持つということであった（「新生活観の確立」）。

また「生活の科学化」では、生活効率を図るために規律を定め、労働時間はみっちり働き、休みは十分楽しむような制度設計が必要だというのである。前述したように、当時のサラリーマンは仕事への興味を失い、休日も「享楽型」が多かった。事実、安藤はサラリーマンが会社や工場や事務所、あるいは役所で一日中食い扶ちを稼ぐためにただダラダラと過ごし、生産年齢に達しているはずの息子や娘は両親の脛をかじって働かず、両親は子息女に学歴をつけさせることのみ傾注していた状況を非難した。さらに、当時の主婦たちが時間に余裕がないと嘆いていたことに対しても、それは生活時間の合理化が出来ていないだけであると指摘した。このように仕事は労働時間の長さを求めるのではなく、仕事の質と量を重視し、家事労働も合理化を進めることで、修養あるいは休養時間が確保できるというのが安藤の主張であった。

そして、「生活の標準化」については、経済的、精神的、保健的に最も効率が高い生活であり、かつ、国家的社会的に最も役立つ生活だと位置づけた。しかし、実際は国民の99%が達成しておらず、その内80%は生活設計がなく惰性的であり、19%は必要以上の贅沢をしていると浪費生活に対して痛切に批判した。

このように、「大東亜共栄圏の確立」という国家目的のために、「高度の国防国家体制の確立」が必要であり、国民生活もその目的が達成できるよう「合理化」されなければならないと結論づけた。ただし、こうした戦時中という影響を受けるにせよ、安藤の所論は労働と生活の本来の

35) 安藤政吉、前掲書、注30)、p.215。

あるべき姿について、本質に迫る面を有していたことを銘記すべきであろう。

6. おわりに

本稿は、一定の時代状況のもとで、あるべき労働・生活像を追求した安藤政吉の研究を中心に論じた。その安藤に対する評価として、大河内は本論で述べた問題を指摘しつつも、安藤がその生涯を最低生活費研究に注ぎ、「実態生計費の結果報告ではなく、全量積上げ式の、いわば理論生計費として、はじめてこの問題に客観的な基準を与えようとした試み」であったとし、低賃金である日本の国民生活が将来向かうべき一つの方向性を示したとして高く評価もした³⁶⁾。加えて、中川は安藤の最低生活費が結果的に切り下げの方向へと向かってしまったことを批判するのは容易であるが、「大正中期から昭和初年代の都市諸階層の特定の傾向を歴史的に統括したという点」は、安藤の最低生活費研究の価値を高めたと論じた。そして、その点が戦時中の国民生活において安藤独自の視点が描き出されるにつながったと結論づけた³⁷⁾。

ここで、安藤が分析した「新中間層」の労働と生活に再度ふれておくと、サラリーマンの仕事への無気力さが生活不安や人間の機械化に起因していたことが分かった。そこで、安藤は「生活の安定」と「勤労の人格化」の両立を主張した。そのさい、総力戦体制の影響を受けていたことは否めない。しかし、第4・5節でみてきたように、生活の安定と勤労の人格化は車の両輪としてどちらも欠けてはならないことを主張した上で、仕事の作業効率を図り、労働時間を短縮させ、休養などの私的時間を増やすといった生活設計は、現代の労働時間と生活時間の関係性にも相通ずるものがあった。ただし、前述したように当時の労働と生活の性質と現代のそれとの違いには注意する必要がある。

さて、最後に今後の課題について、一～二述べておこう。まず、第一に、第3節で述べた安藤の最低生活費研究と電産型賃金体系の関係についてである。本稿では安藤の最低生活費の算定方法が電産型賃金体系に影響したのではないかと論じた。第2節で取り上げた前田も同じような指摘をしている。前田は、安藤が労働科学研究所の所員であったころ、マーケット・バスケット（全物量積み上げ）方式による最低生活費の算定を試みたと整理した上で、この算定方法は戦後の電産型賃金体系を担うところが大きいと述べた。しかし、具体的にどの程度影響したのかについて本稿は十分に論じきれていない。そこで、今後はより詳しくみておく必要があると考える。

第二に、日本生活問題研究所での安藤の活動についてである。本稿はこの点にあまり触れられなかったため、同研究所での安藤の活動と併せて、大河内を始め他のメンバーとの関わりに

36) 大河内一男編『国民生活の課題』日本評論社、1943年、p. 416。

37) 前掲書、注17)、p. 303。

についても、さらに掘り下げたい。

いずれにせよ、安藤が生涯にわたって労苦した最低生活費の研究は、これまで最低生活費の生活水準の議論として評価されてきたが、労働と生活の両側面から捉えた成果としても訴えるものがあり、生活政策研究史からみてもその功績は大きく、改めて光があてられるべきであろう。

参考文献

- 安藤政吉 (1941) 『最低賃金の基礎的研究』ダイヤモンド社。
- 安藤政吉 (1943) 「俸給生活者」大河内一男編『国民生活の課題』日本評論社。
- 安藤政吉 (1944) 『国民生活費の研究』麴町酒井書店。
- 安藤政吉 (1947) 『最低生活費の研究—生活問題叢書第二輯—』光生館。
- 大河内一男編 (1943) 『国民生活の課題』日本評論社。
- 大河内一男 (1969) 『大河内一男著作集』第4巻, 青林書院新社。
- 大河内一男 (1981) 『日本人の生活と労働』日本放送出版協会。
- 大城垂水 (2012) 「近代日本における余暇・娯楽と社会政策—権田保之助の所説を中心に—」『経済学雑誌』第113巻第2号。
- 大城垂水 (2013) 「近代日本社会政策史における権田保之助の国民娯楽論」『経済学雑誌』第114巻第2号。
- 大城垂水 (2014) 「大林宗嗣と権田保之助—近代日本娯楽論をめぐる—」『経済学雑誌』第115巻第2号。
- 賀川豊彦, 安藤政吉 (1934) 『日本道徳統計要覧』改造社。
- 河西宏祐 (2007) 『電産の興亡』早稲田大学出版部。
- 権田保之助 (2010) 『権田保之助著作集』第1巻～第4巻, 学術出版会。
- 鈴木梅太郎, 二国二郎 (1935) 『栄養化学』岩波書店。
- 生活研究同人会編 (1982) 『近代日本の生活研究—庶民生活を刻みとめた人々—』光生館。
- 玉井金五 (1992) 『防貧の創造—近代社会政策論研究—』啓文社。
- 玉井金五・大森真紀編 (2007) 『三訂 社会政策を学ぶ人のために』世界思想社。
- 玉井金五 (2012) 『共助の稜線—近現代日本社会政策論研究—』法律文化社。
- 暉峻義等 (1927) 『社会衛生学—社会衛生学上に於ける主要問題の論究—』吐鳳堂。
- 中川清 (2000) 『日本都市の生活変動』劉草書房。
- 西村豁通 (1958) 「技能給論争と電産型賃金—1—」『経済学論叢』第8巻第5号。
- 二村一夫 (1997) 「労働関係研究所の歴史・現状・課題」『二村一夫著作集 (オンライン版)』第8巻, 大原社会問題研究所。
- 前田信彦 (2010) 『仕事と生活—労働社会の変容—』ミネルヴァ書房。
- 森建資 (2007) 「賃金体系の二層構造」『日本労働研究雑誌』2007年5月号 (No. 562)。